

秋田県警察本部訓令第10号

秋田県警察の行う会計の監査に関する訓令を次のように定める。

平成16年4月8日

秋田県警察本部長 警視長 石川 正一郎

秋田県警察の行う会計の監査に関する訓令

秋田県警察の行う会計事務の監査に関する訓令（平成14年秋田県警察本部訓令第20号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、会計の監査に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第9号。以下「規則」という。）に基づき、秋田県警察の会計経理の適正を期するため、秋田県警察の行う会計の監査（以下「会計監査」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（会計監査）

第2条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、少なくとも毎年度1回、各所属の会計に関する帳簿、金庫及び書類について会計監査を行うものとする。

2 本部長は、警務部会計課長（以下「会計課長」という。）に会計監査を行わせることができる。

3 本部長及び会計課長（以下「本部長等」という。）は、会計監査を行うに当たり、会計監査補助者を置くことができる。

（会計監査実施計画）

第3条 会計課長は、毎年度、会計監査の実施に当たり、2月末日までに会計監査に関し必要な事項を定めた翌年度の会計監査実施計画（規則第2条1項に規定する会計監査実施計画をいう。以下同じ。）を作成するものとする。

2 会計監査実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 会計監査の重点項目
- (2) 会計監査の実施項目
- (3) 会計監査の対象所属
- (4) 会計監査の時期

3 会計課長は、会計監査を効率的に実施するため特に必要があるときは、会計監査実施計画を変更することができる。

4 会計課長は、会計監査実施計画を作成、又は変更した場合は、速やかに、本部長に報告するものとする。

（公安委員会への報告）

第4条 削除

（会計監査の実施）

第5条 本部長等は、会計監査実施計画に従い、同計画に定める会計監査（以下「定期会計監査」という。）を行うものとする。

2 本部長等は、定期会計監査のほか、特に必要があると認めるときは、その都度、随時の会計監査（以下「随時会計監査」という。）を行うことができる。

（会計監査実施上の留意事項）

第6条 会計監査を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から行うこと。
- (2) 厳正かつ公平を旨とすること。
- (3) 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。
- (4) 秘密を厳守するとともに、関係者の人権に配慮すること。
- (5) 必要な限度を超えて関係者の業務に支障を及ぼさないよう注意すること。

(資料の提出等)

第7条 会計課長は、必要と認められるときは、所属長又は当該所属の職員に対し、説明若しくは資料の提出を求めることができる。ただし、特別の理由がある場合のほかは、事前に所属長に対し、その旨を通知するものとする。

(会計監査結果の報告)

第8条 会計課長は、四半期終了後、速やかに、当該四半期における定期会計監査の実施状況を本部長に報告しなければならない。

- 2 会計課長は、随時会計監査を行ったときは、その都度、速やかにその実施状況を本部長に報告しなければならない。
- 3 本部長は、第1項及び前項の報告があった場合、報告があった月の翌月末日までにその実施状況を秋田県公安委員会に報告するものとする。

(会計監査の結果に基づく措置)

第9条 本部長は、会計監査の結果に基づき、是正又は改善を要すると認められる事項については、当該所属の長に対し、必要な措置を講じるよう指示するものとする。

- 2 前項の指示を受けた所属の長は、是正又は改善した結果について、速やかに、会計課長を経由して本部長に報告しなければならない。

(会計事務の指導)

第10条 会計課長は、各所属の職員に対して、会計事務の取扱いについて指導しなければならない。

附 則

この訓令は、平成16年4月8日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年2月18日から施行する。